

## 職員苦情相談制度のお知らせ

人事委員会には、職員の皆さんの勤務条件その他人事管理に関する苦情相談窓口を設置しております。

### 1 相談することができる職員

- 一般職の職員本人（労務職員、企業職員、特別職の職員は対象外）
  - ※ 臨時的任用職員、会計年度任用職員も対象
  - ※ 離職者は、離職又は定年前再任用短時間勤務職員としての採用（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む）に関する苦情相談のみ可

### 2 相談の対象

- 勤務条件その他人事管理に関する苦情
  - 任用関係、給与関係、勤務時間、休暇、時間外勤務などの勤務条件その他人事管理に関する苦情や、セクシュアル・ハラスメントを受けている、パワー・ハラスメントなどのいじめやいやがらせを受けているといった勤務環境に関する悩みなど
    - ※ 相談者である職員本人に関するものに限られ、他の職員の不正の告発などは対象になりません。
    - ※ 昇任、昇給、人事異動、分限処分、懲戒処分の決定等任命権者固有の権限、裁量事項であるいわゆる管理運営事項についても相談はできますが、取り得る対応は限られます。

### 3 相談への対応

相談者に対し、人事委員会の職員相談員が制度の説明や助言を行います。場合によっては、申出人の了解のもとに、任命権者へ照会あるいは事実関係の調査等を行い、必要に応じ関係者に対する指導、あっせん等を行うなどして適切な解決に努めます。

ただし、内容によっては、相談を継続することが適当でない場合等も考えられますので、その場合は相談を打ち切ることもあります。

## 4 相談方法

人事委員会事務局の職員相談員が相談に応じます。

面談、電話、手紙、電子メールのうち、いずれの方法でも相談できます。

なお、より適切な相談対応のため、面談や電話での相談を希望される場合は、可能な限り事前に、「職員苦情相談申込書」(専用様式)に記入の上、電子メール、郵送又は持参により提出してください。

また、手紙や電子メールでの相談を希望される場合でも、可能な限り専用様式を使用ください。

**面談・電話** 職員からの苦情相談専用電話 (直 通) 092-643-3949  
(県庁内線) 5640

- ・相談時間は平日の9時～17時です。
- ・面談を希望される場合は、まずは、相談がある旨をご連絡ください。実際の相談は、その後、時間等を指定して職員相談員が対応します。  
(電話の場合も、概略や連絡先等をお伺いしたのち、こちらから改めてお電話させていただく場合がありますのでご了承ください。)
- ・福岡県の職員は、面談に要する時間は職務に専念する義務の免除が認められます(公平事務受託団体の職員は、当該団体に確認してください。)
- ・相談者の氏名、所属、職名、相談内容など秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

**手 紙** 秘密保持のため、必ず封書で「親展」と朱書の上、送付してください。

〈送付先〉〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人事委員会事務局 職員相談員 あて

**電子メール** Eメール：[syokuin-kujyousoudan@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:syokuin-kujyousoudan@pref.fukuoka.lg.jp)

福岡県の職員で行コミが使える方は、行コミのアドレス帳からも選択できます。

利用者名簿 > 人事委員会事務局 > 職員苦情相談

※手紙、電子メールの場合は、所属、氏名、連絡先を必ず記載してください。